

## 第13節 避難所の開設・運営

本町は、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

### 第1 避難所の開設

- 1 町長は、避難收容が必要と判断した場合、安全な避難所を指定するとともに住民に周知し、避難所を開設する。
- 2 町長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員の中から選任し、避難所の開設と避難者の收容にあたる。  
ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自治会、自主防災組織の役員等を開設者とすることができる。
- 3 避難所の收容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請などにより、必要な施設の確保を図る。
- 4 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び泉大津警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
  - (1) 開設の日時、場所
  - (2) 箇所数及び收容人員
  - (3) 開設期間の見込み
  - (4) 避難対象地区名

### 第2 避難所の管理・運営

避難所の管理運営体制について下記のとおり定める。

- 1 避難收容の対象者
  - (1) 災害によって現に被害を受けた者
    - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者
    - イ 現に災害を受けた者
  - (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
    - ア 避難勧告・指示が発せられた場合
    - イ 避難勧告・指示が発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
  - (3) その他避難が必要と認められる場合

## 2 災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者名簿を作成するとともに、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況その他避難所の状況等を定期的に一般加入電話、携帯電話、あるいはファックスで報告する。

## 3 自治会、自主防災組織及び施設管理者との連携

避難所責任者は、自治会、自主防災組織や施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資の分配等に従事し、避難所の効率的な運営に努める。

## 4 避難所の管理・運営の留意点

本町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 災害時要援護者への配慮

特に、要援護高齢者・障害者等については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は、他の避難者（健常者）等なるべく多くの住民との連絡を確保する。

また、本町は、必要に応じて避難所責任者や社会福祉施設の管理者等と連携して、社会福祉施設への入所（二次的避難）を図る。

## 第3 避難所の閉鎖

- 1 町長は、災害の状況により、避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

なお、避難者のうち家屋の浸水倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

- 2 避難所責任者は、町長の指示により、避難者を帰宅させる等必要な指示を与える。